

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第60条の2の2第2号
ただし書の規定に基づき、同号の農林水産大臣が
別に定めて告示する場合を定める件

令和2年10月20日
農林水産省告示第2021号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第六十条の二の二第2号ただし書の規定に基づき、同号の農林水産大臣が別に定めて告示する場合を次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十二条第2号ただし書の農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、中西部太平洋条約海域においては、次に掲げる場合とする。

- 一 さめの魚体及び当該魚体に係る全てのひれを同一の袋に保管する場合
- 二 さめの魚体及び当該魚体に係る全てのひれを縄又はワイヤーで結び付ける場合
- 三 さめの魚体及び当該魚体に係る全てのひれに識別番号(さめの個体を識別するための固有の番号をいう。)を記載した札を取り付けた上で、これらを船舶内の同一の魚そうに保管するとき又は当該船舶の船長がこれらを当該船舶内の異なる魚そうに保管する場合であって、その保管の場所を示す記録若しくは操業日誌を保存しているとき

附 則

この告示は、令和二年十一月一日から施行する。

附 則（令和二年十一月一六日農林水産省告示第二二二六号）抄

- 1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。